

# 恵那市 空き家バンク制度



## 空き家バンク制度とは？

空き家になってしまった家や、土地を有効活用するとともに、恵那市と住民との交流を拡大して定住促進による地域の活性化を図ることを目的としています。



### 空き家を売りたい・貸したい方へ

恵那市の人口減少と少子高齢化に少しでも歯止めをかけるため、移住希望者の方へ提供する空き家を探しています。

#### ヒント

空き家バンクに登録したからといってすぐに借り手・買い手が見つかるとは限りません。その点おきみの上、ご登録ください！



### 空き家を買いたい・借りたい方へ

地域の一員として暮らしていただける方を探しています。

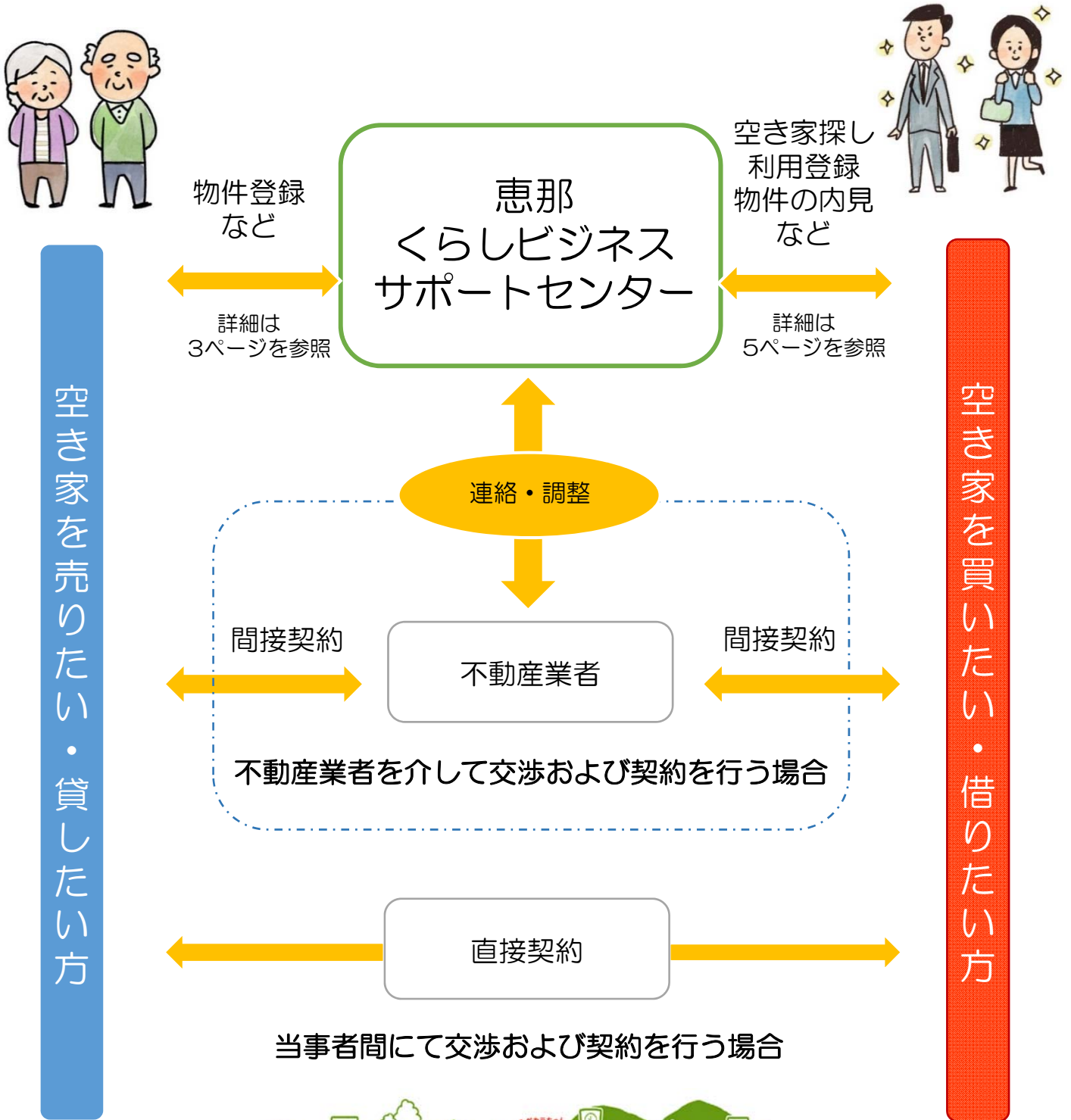
#### ヒント

恵那市に移住・定住する意思がある方が対象です。別荘や店舗のみでのご利用の場合は利用ができませんので、ご了承ください。





# 空き家バンク制度のイメージ



空き家を売りたい・貸したい方へ



## 空き家バンク 物件登録から契約までの流れ

ステップ①  
受付

「空き家バンク物件登録申込書」  
をご提出ください

登録前チェックリスト

**チェック** ✓

- 登記は登録申請者名義ですか？
  - ・法人名義の物件の登録はできかねます
- 登記上、複数の所有者がいらっしゃるいませんか？
  - ・全員分の委任状が必要になります
- 抵当権は設定されていませんか？

ステップ②  
調査

物件の現地調査の際、お立ち会いください  
(ご本人の立ち会いが難しい場合は、  
鍵管理者の立ち会いでOK)

恵那くらしビジネス  
サポートセンターで対応

- ・庁内で登記簿審査後  
物件現地調査

登録完了 (ウェブサイトにて情報公開)

ステップ③  
内見

内見の際、お立ち会いください  
(ご本人の立ち会いが難しい場合は、  
鍵管理者の立ち会いでOK)

- ・内見希望者受付
- ・内見日の日程調整
- ・内見希望者をご案内

空き家を買いたい・借りたい方から  
契約希望があった場合

契約の意思有無の確認

ステップ④  
契約交渉

契約交渉  
【ア】仲介による契約の場合  
不動産業者を介して交渉・契約  
【イ】当事者間の直接契約  
利用希望者と直接交渉・契約

**注意**

恵那くらしビジネスサ  
ポートセンターでは契約  
の内容などに関しては一  
切関与できません。

ステップ⑤  
結果報告

成立or不成立の結果を恵那くらしビ  
ジネスサポートセンターへおしらせ  
ください

契約に関しては、不動産  
業者もしくは当事者間で  
の交渉をお願い致します。

契約手続き 完了



## 空き家を売りたい・貸したい方へ



### よくあるご質問 Q&A



**Q.** 空き家バンクに登録するには、費用はかかりますか？

**A.** 空き家バンクの登録には、費用はかかりません。  
ただし、物件を登録するために登記事項などの変更が必要な場合は、別途費用がかかる場合があります。  
また間接契約で不動産業者の仲介の上契約した場合には、別途仲介手数料がかかる場合があります。

**Q.** 不動産業者に取引を依頼している物件でも空き家バンクを利用できますか？

**A.** 利用可能です。

**Q.** 受付から物件登録までどのくらいの期間がかかりますか？

**A.** 登記簿や公図の調査に加え、現地調査が必要になりますので、だいたい2～3週間程度をみていただけたらと思います。

**Q.** 相続された物件で、まだ登記の移転手続きをしていない物件でも登録できますか？

**A.** 物件・土地の売買や賃貸契約など不動産取引を行うためには、土地および建物の所有権(登記)の移転手続きをしておく必要があります。登記の移転手続き後に空き家バンクへご登録していただけたらと思います。



空き家を買いたい・借りたい方へ



## 空き家バンク 利用登録から入居までの流れ

恵那くらしビジネス  
サポートセンターで対応

### ステップ① 情報閲覧

恵那市の空き家情報（物件登録情報）  
をウェブサイトもしくは来庁して閲覧

ウェブサイトやFacebook  
にて物件情報発信

### ステップ② 利用登録

一度必ず来庁し、  
「空き家バンク利用登録申込書」と  
「誓約書」を提出

### ステップ③ 内見

気に入った物件があれば、物件内見

- ・内見希望受付
- ・内見日の日程調整
- ・内見希望物件へご案内

### ステップ④ 物件 申し込み

契約交渉に進みたい場合は、  
「空き家バンク希望物件利用申込書」  
を提出

契約の意思有無の確認

大家さんへのご連絡

### ステップ⑤ 契約交渉

契約交渉  
【ア】仲介による契約の場合  
不動産業者を介して交渉・契約  
【イ】当事者間の直接契約  
利用希望者と直接交渉・契約

### 注意

恵那くらしビジネスサ  
ポートセンターでは契約  
の内容などに関しては一  
切関与できません。

契約に関しては、不動産  
業者もしくは当事者間で  
の交渉をお願い致します。

入居へ



## 空き家を買いたい・借りたい方へ



## よくあるご質問 Q&A



**Q.** 空き家バンクに登録するには、費用はかかりますか？

**A.** 空き家バンクの登録には、費用はかかりません。

**Q.** 現在恵那市内に住んでいるのですが、空き家バンクを利用できますか？

**A.** はい、利用できます。  
恵那市内への引っ越しによって、より長く恵那市に住んでいただけたらと考えていますので、既に恵那市内に住んでいらっしゃる方にもご活用いただけたらとおもいます。

空き家を売りたい・貸したい方も、空き家を買いたい・借りたい方も  
その他、ご不明な点などございましたら、お気軽にご連絡ください。

### 【空き家バンク】

空き家バンクの物件登録情報は以下のウェブサイトよりご覧になれます。

最新情報は  
こちらから



空き家バンク（物件登録情報）

<http://www.city.ena.lg.jp/kurashi/life/house/chintai/akiya>

### 【情報提供】

Facebookなどで空き家バンク物件の更新情報や恵那市内でのイベントの最新情報を提供しています。

最新情報は  
こちらから



恵那暮らしサポートセンター（Facebook）

<https://www.facebook.com/enakurashi/>



## ご連絡先

恵那暮らしビジネスサポートセンター  
〒509-7201  
岐阜県恵那市大井町206-5

TEL : 0573-26-2266  
E-mail : [info@enalifebizsupport.jp](mailto:info@enalifebizsupport.jp)  
Web : <https://enalifebizsupport.jp>

